

道路運送法施行令及び軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令の一部を改正する政令案要綱

第一 道路運送法施行令の一部改正

1 旅客自動車運送事業に係る安全管理規程及び安全統括管理者に関する国土交通大臣の権限（一般乗合旅客自動車運送事業に関するものにあつては、当該事業に係る路線が地方路線である場合に限る。）は、地方運輸局長に委任するものとする事。

（第一条第一項及び第二項関係）

2 旅客自動車運送事業に係る輸送の安全にかかわる情報の公表は、地方運輸局長も行うことができるものとする事。

（第一条第三項関係）

3 その他所要の改正を行うものとする事。

第二 軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令の一部改正

1 軌道事業に係る安全管理規程の変更の届出等に関する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長に委任するものとする事。

（第二条第一項関係）

2 軌道事業に係る輸送の安全にかかわる情報の公表等は、地方運輸局長も行うことができるものとする
こと。
(第二条第二項関係)

第三 附則関係

1 この政令は、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八
年十月一日）から施行するものとする。
(附則第一項関係)

2 この政令の施行前に国土交通大臣に対してなされた運転の管理の受委託の許可の申請に係る処分につ
いては従前の例によるものとする。
(附則第二項関係)